

居宅介護支援事業所

介護に関することならなんでも
ご相談ください



私たちがご相談に応じます(^)/

社会福祉法人 青森市社会福祉協議会
青森市中央浪岡支部 居宅介護支援事業所

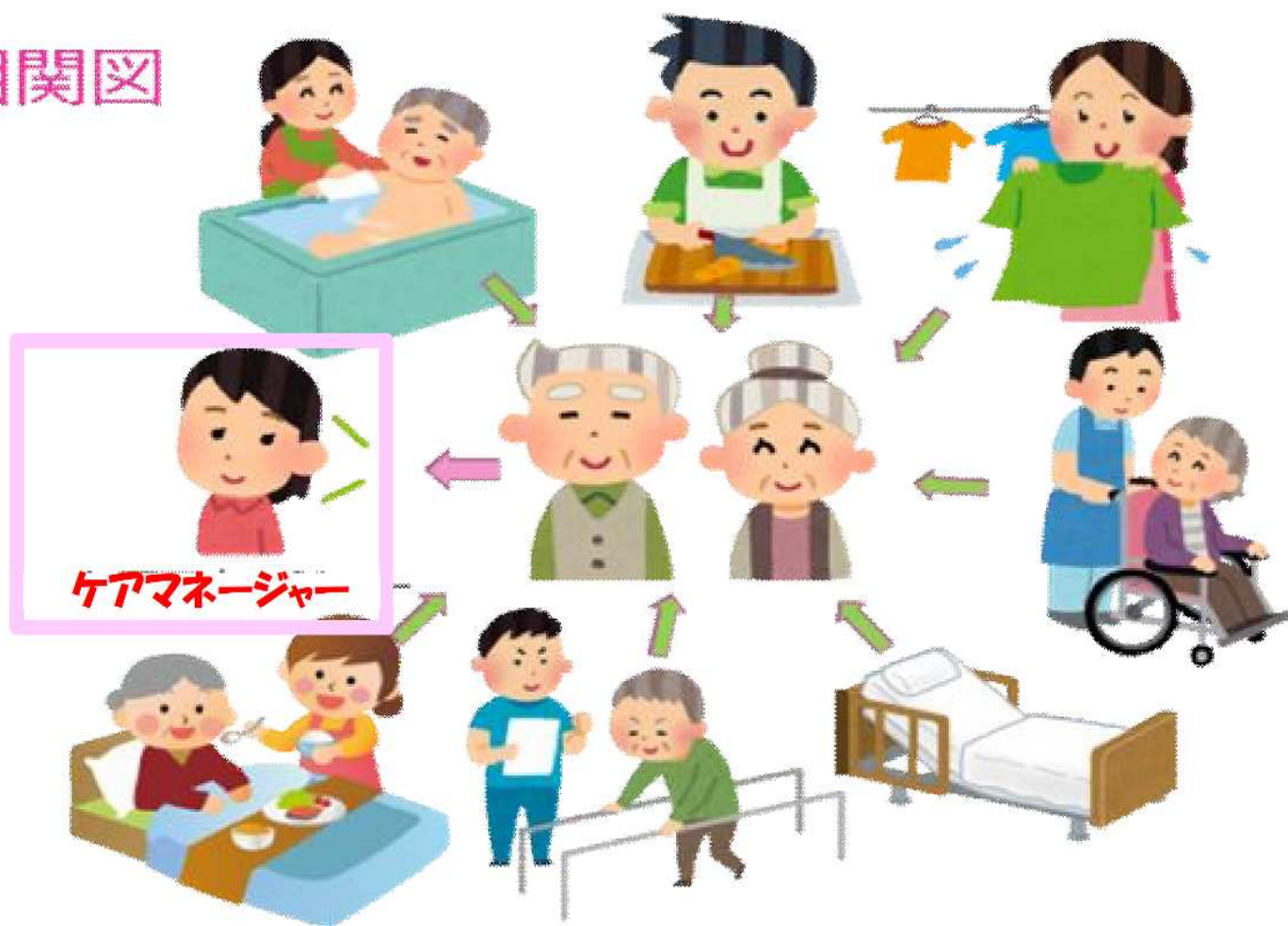
TEL : 0172-55-6770

〒038-1311

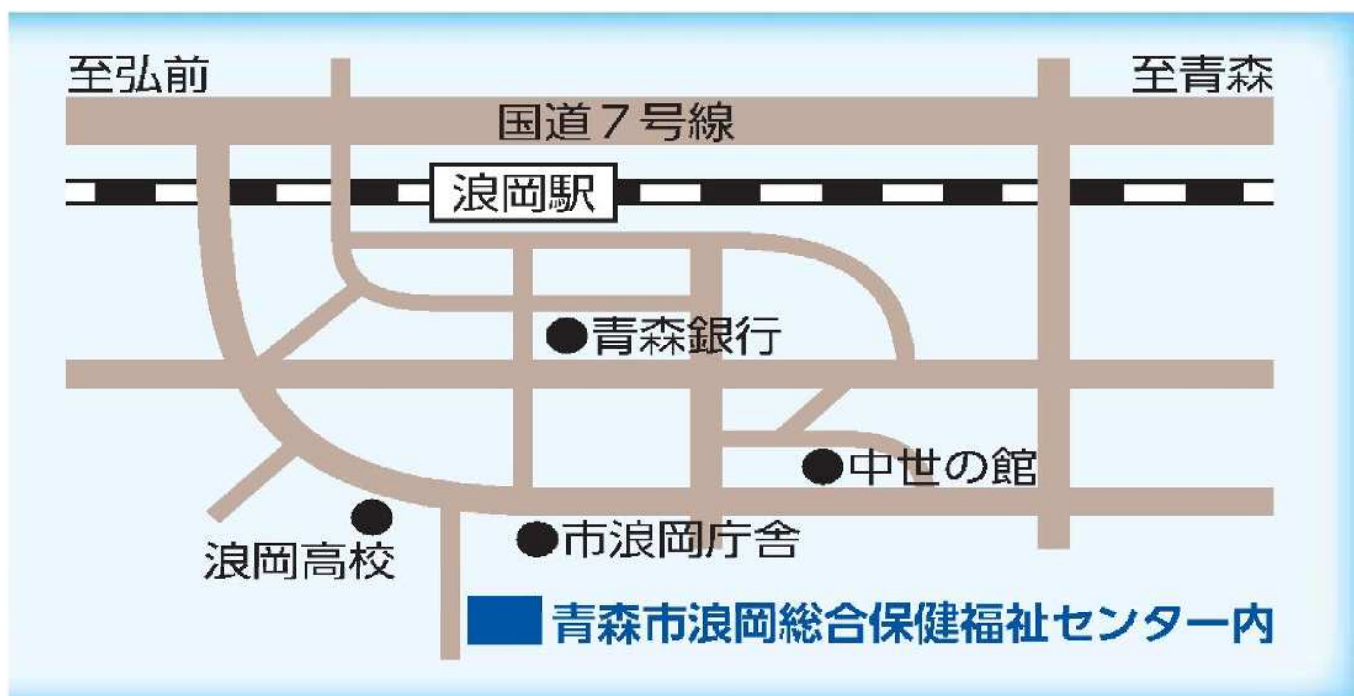
青森市浪岡大字浪岡字稲村274番地
(青森市浪岡総合保健福祉センター内)
営業時間 : (月~土) 年末年始、祝日は除く
8 : 30 ~ 17 : 00

いろいろな関係機関が支援します！

相関図



《アクセス》



居宅介護支援事業所って どんなところ？



☆居宅介護支援事業所は、介護保険や在宅での介護に関する相談窓口です。

☆ご本人、ご家族の希望を聞きながら、在宅でその方の有する能力に応じて可能な限り自立した生活が送れるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画書を作成し、必要なサービス調整を図ります。



どういう人が対象なの？



要介護1～5の認定を受けた方が対象です。介護保険サービスを利用するためには、まず介護保険の申請が必要です。居宅介護支援事業所では、申請手続きの代行も行っております。



〈サービス利用までの流れ〉

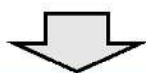
①相談

電話もしくはは来所にてご相談ください



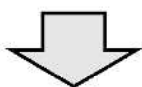
②自宅訪問

ご本人、ご家族の生活状況や自宅の環境を確認した上で、困りごとやこれからの希望について伺います。



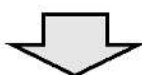
③ケアプラン原案作成

ご本人、ご家族の希望をもとに、介護支援専門員が居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。サービス事業所へ連絡し、サービス利用に向けて調整を図ります。



④サービス担当者会議

ご本人、ご家族、サービス事業所が自宅に集まり、困りごとやこれからの目標を確認し、サービス内容について決定します。



⑤サービス開始